

解約通知書

本通知書提出後は解約日の変更はできません。

解約日が確実に決まりましたら下記に必要事項を記入の上、弊社宛にご送付ください。

年 月 日

貸主 様

私は、現在貸借中の下記物件につき下記解約日をもって賃貸借契約を解約し、本物件を明渡す通知をいたします。

尚 明渡しに際しては、公共料金等を清算し家財一切を搬出し鍵（複製鍵を含む）をすべて返却いたします。

万一不履行の場合は別紙契約書に基づきいかなる処置を取られても異議を申し立て致しません。

物件名	号室
解約理由	
解約日	*解約日無記入の場合、解約通知を受けたことになりませんので必ずご記入ください 年 月 日 までの賃料等のお支払いします
明渡日	年 月 日 □ 午前 □ 午後 時 に部屋を明渡します
契約者住所	〒 -
契約者名	TEL : ()
勤務先名	TEL : ()
入居者 (法人の時)	入居者名 : 自宅TEL : ()

【敷金返還金振込先】

銀行	支店
口座種別 □ 普通 □ 当座	口座番号
名義人	(フリガナ)

【転居先】

住所	
TEL	()

賃貸借契約解約に関する注意とお願い

- ①契約解除日 賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、届出の翌日から所定の予告期間が必要です。
万一、その予告期間に満たない間に退去される場合は居住の有無にかかわらず、
予告期間分の賃料等がかかります。
予告期間が契約終了日を越える場合は更新料がかかります。
- ②退去（明渡し） 退去は、住宅を完全に明け渡し、鍵を返還した時に完了したものと認定します。
尚、鍵の返還以降は、契約解除日以前でも住宅の使用は出来ません。
- ③公共料金等 電気・ガス・水道及び電話は各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの
利用料金をご精算ください。
- ④敷金の返金 敷金は、賃料及び修繕費等の支払い債務が残っている場合には、その債務金額を控除し
た残額を退去後1ヶ月以内に貸主より、上記指定口座にお振込みいたします。
- ⑤退去日の変更 一度ご通知いただいた退去日は、いかなる理由があろうとも変更する事は出来ません。
次の引越し日が未定の場合、余裕をもって退去日を設定してください。
- ⑥解約通知書 解約の連絡は必ず書面にて弊社・貸主に通知してください。口頭での通知は受け付け
る事が出来ません。尚、解約通知日は持参の場合は持参日、FAX・メールの場合は
到着日、郵送の場合は消印日にて解約通知日として受付とさせていただきます。
※メール送付の場合は、写真で撮ったものではなくスキャンデータをご送付下さい。
- ⑦確認の連絡 解約通知書が届き次第、担当者より確認の連絡をさせていただきます。
送付後連絡がない場合は必ずお問い合わせ下さい。

※その他不明な点については、弊社までお気軽にお問い合わせ下さい。



不動産賃貸 / 売買 / 管理
株式会社

タカホームズ

〒141-0022 東京都品川区東五反田 5-28-10 五反田第二花谷ビル 9F
PHONE 03-6432-5093 FAX. 03-6432-5094



incorporation